

回答自治体名：福島県 小野町

担当課室：町民生活課 除染推進室

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

・特にありません。

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

・特措法に基づく除染につきましては、除染実施計画を策定し、地上1メートル高での空間線量率測定結果を除染作業内外基準として進めてきました。このため、比較的線量の低いところでは、時間の経過とともに「除染作業対象外」（毎時0.23マイクロシーベルト未満）となるケースが多くありました。しかし、この中には、ウェザリング効果等によって、局部的に表面線量が高いところも存在しています。また、湖沼の底質や山林は実施していません。このことから、事故起因の放射性物質は、そこかしこに存在しており、多くの住民は、「汚染が取り除かれた」「きれいになった」との理解や納得をしておらず、基準でこれ以上出来ないのだから「仕方ない」と半ば諦めているものと推測します。

・他方、低レベル放射線による健康への影響については、「心配ない」「軽視するな」双方の意見があり、時間を経ないとはっきりしない問題であります。

・事故から4年が経過し、もはや緊急時ではなくなってきておりますので、生活圈除染完了を一区切りとしまして、今後は、生活環境や健康への影響評価、住民への説明・理解促進を含めて、全て国の責任において、地域の区別なく直接ご対応いただくことを切望します。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

・早期に、県外での最終処分や工程が、より具体化されるようお願いします。

---

---

---

ご協力ありがとうございました。